



---

## 地方公共団体実行計画（事務事業編）に関する策定講座

---

環境省近畿地方環境事務所  
地域循環共生圏・脱炭素推進グループ



- 1 地球温暖化対策推進法/温対計画/政府実行計画について
- 2 地方公共団体実行計画（事務事業編）への記載内容
- 3 計画づくり支援事業について

---

# 1 地球温暖化対策推進法/温対計画/政府実行計画について

---

# これまでの主な流れ（特に実行計画に関わるもの）



|           |  |
|-----------|--|
| 2020年10月  | 2050年カーボンニュートラル宣言（第203回国会 総理所信表明演説）  |
| 2020年12月  | 第1回 国・地方脱炭素実現会議  |
| 2021年4月   | 2030年46%削減目標（地球温暖化対策推進本部）  |
| 2021年6月   | <b>改正地球温暖化対策推進法の公布</b><br>地域脱炭素ロードマップのとりまとめ（第3回 国・地方脱炭素実現会議）   |
| 2021年10月  | <b>地球温暖化対策計画、政府実行計画の閣議決定</b><br>エネルギー基本計画（第6次）の閣議決定  |
| 2022年4月1日 | 改正地球温暖化対策推進法の施行<br>・改正地球温暖化対策推進法に基づく省令の公布<br>・地方公共団体向けの施行通知の発出、地方事務所向けの通知の発出<br>・地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルの公表 |

# 地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）の概要



令和3年6月に公布された「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」における改正内容を赤字で記載。

## 1. 法目的・基本理念

気候系に対し危険な人為的干渉を及ぼさない水準に大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、地球温暖化を防止することが人類共通の課題。社会経済活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進する措置等により地球温暖化対策の推進を図る。

→法目的に加え、新たに2050年カーボンニュートラルを含む地球温暖化対策の「基本理念」規定を追加。

## 2. 地球温暖化対策の総合的・計画的な推進の基盤の整備

- 地球温暖化対策計画の策定（温対本部を経て閣議決定）※毎年度進捗点検。3年に1回見直し。
- 地球温暖化対策推進本部の設置（本部長：内閣総理大臣、副本部長：官房長官・環境大臣・経産大臣）

## 3. 温室効果ガスの排出の抑制等のための個別施策

### 政府・地方公共団体実行計画

- 事務事業編  
国・自治体 **自らの事務・事業の排出量の削減計画**
  - 区域施策編  
都道府県・中核市等以上の市も、**自然的社会的条件に応じた区域内の排出抑制等の施策の計画策定義務**
- 区域施策編に、**施策目標を追加。また、地域脱炭素化促進事業に関する方針も追加し、これに適合する事業の認定制度を新設。**

### 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度

- 温室効果ガスを3,000t/年以上排出する事業者（エネ起CO2はエネルギー使用量が1,500kl/年以上の事業者）に、**排出量を自ら算定し国に報告することを義務付け**、国が集計・公表
  - 事業者単位での報告
- 電子システムでの報告の原則化・事業所等の情報についても開示請求の手続なく公表。**

### 地球温暖化防止活動推進センター等

- 全国地球温暖化防止活動推進センター（環境大臣指定）  
一般社団法人地球温暖化防止全国ネットを指定
  - 地域地球温暖化防止活動推進センター（県知事等指定）
  - 地球温暖化防止活動推進員を県知事等が委嘱
- 地域地球温暖化防止活動推進センターの事務に、事業者向け啓発・広報活動を明記。**

### 排出抑制等指針等

- 事業活動に伴う排出抑制（高効率設備の導入、冷暖房抑制、オフィス機器の使用合理化等）
  - 日常生活における排出抑制（製品等に関するCO2見える化推進、3Rの促進等）
- これら**排出抑制の有効な実施の指針を国が公表**（産業・業務・廃棄物・日常生活部門を策定済み）

### 森林等による吸収作用の保全等

## (地球温暖化対策計画)

第八条 政府は、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策に関する計画（以下「地球温暖化対策計画」という。）を定めなければならない。

## (政府実行計画等)

第二十条 政府は、地球温暖化対策計画に即して、その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下この条において「政府実行計画」という。）を策定するものとする。

2 政府実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 政府実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他政府実行計画の実施に関し必要な事項

（地方公共団体実行計画（事務事業編）に関連する規定）

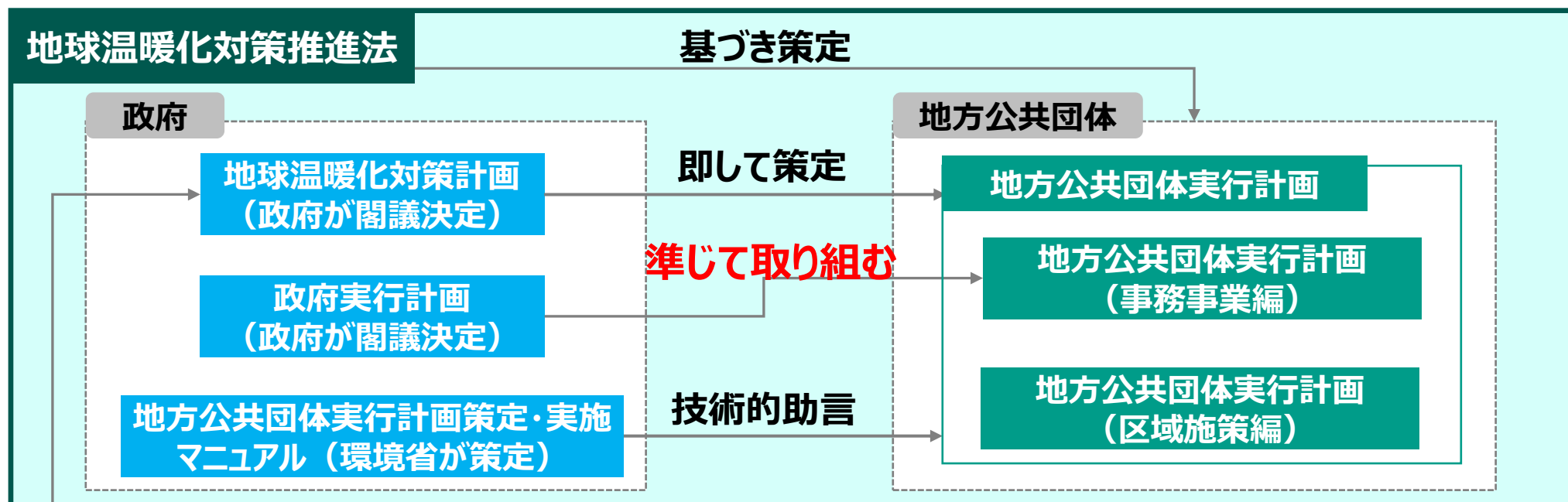
**第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。**

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

# 地方公共団体実行計画と関連する法令・計画等の関係

- 地方公共団体は、地球温暖化対策推進法に基づき、地球温暖化対策計画に即して、地方公共団体実行計画を策定するものとされている。
- 地球温暖化対策計画は、地方公共団体に対して、地方公共団体実行計画（事務事業編）において、政府実行計画に準じて取組を行うことを求めている。
- 国（環境省）は、地球温暖化対策推進法等に基づき、地方公共団体に対して、技術的助言として、地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルを策定している。



## 地球温暖化対策計画へ反映

地域脱炭素ロードマップ<sup>°</sup>  
〔「国・地方脱炭素実現会議」が決定〕



# 地球温暖化対策計画における 地方公共団体実行計画（事務事業編）の在り方に関する記載

- 地球温暖化対策計画においては、地方公共団体実行計画（事務事業編）における取組について、国が政府実行計画に基づき実施する取組に準じて、率直的な取組を実施することとされている。

## 地球温暖化対策計画（案）（抜粋）

### 第2章第3節 公的機関における取組

#### ○地方公共団体の率直的取組と国による促進

地方公共団体は、本計画に即して、**自らの事務及び事業に関し、地方公共団体実行計画事務事業編を策定し実施する。自ら率直的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指す**べきである。その際には、原則として全ての事務及び事業を対象として、各事務及び事業の担当部局による責任ある参画の下、いわゆるPDCAのための体制を構築・運営することを通じて、実効的・継続的な温室効果ガス排出の削減に努めることとする。策定に際しては、国が策定する地方公共団体実行計画の策定・実施マニュアルを参考にしつつ、特に以下の点に留意する。

<地方公共団体実行計画事務事業編に記載すべき主な内容>

#### ①計画の期間等の基本的事項

#### ②温室効果ガス総排出量に関する数量的な目標

#### ③具体的な取組項目及びその目標

(略)

・具体的な取組として、特に、地方公共団体保有の建築物及び土地における太陽光発電の最大限の導入、建築物における率先したZEBの実現、計画的な省エネルギー改修の実施、電動車・LED照明の導入、環境配慮契約法等に基づく二酸化炭素排出係数の低い小売電気事業者との契約による再生可能エネルギー電力その他、環境負荷の低減に寄与する製品・サービスの率先調達など、国が政府実行計画に基づき実施する取組に準じて、率直的な取組を実施する。

#### ④計画の推進・点検・評価・公表等の体制及び手続

(略)

# 地球温暖化対策計画の改定（2021年10月22日閣議決定）



## ■ 地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画

「2050年カーボンニュートラル」宣言、2030年度46%削減目標※等の実現に向け、計画を改定。

※我が国の中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。

| 温室効果ガス排出量<br>・吸収量<br>(単位：億t-CO <sub>2</sub> ) |         | 2013排出実績   | 2030排出量 | 削減率  | 従来目標                       |
|---|---------|--|---------|------|----------------------------|
|   |         | 14.08  | 7.60    | ▲46% | ▲26%                       |
| エネルギー起源CO <sub>2</sub>                        |         | 12.35  | 6.77    | ▲45% | ▲25%                       |
| 部門別   | 産業      | 4.63   | 2.89    | ▲38% | ▲7%                        |
|   | 業務その他   | 2.38   | 1.16    | ▲51% | ▲40%                       |
|   | 家庭      | 2.08   | 0.70    | ▲66% | ▲39%                       |
|   | 運輸      | 2.24   | 1.46    | ▲35% | ▲27%                       |
|   | エネルギー転換 | 1.06   | 0.56    | ▲47% | ▲27%                       |
| 非エネルギー起源CO <sub>2</sub> 、メタン、N <sub>2</sub> O |         | 1.34   | 1.15    | ▲14% | ▲8%                        |
| HFC等4ガス（フロン類）                                 |         | 0.39   | 0.22    | ▲44% | ▲25%                       |
| 吸収源   |         | -  | ▲0.48   | -    | (▲0.37億t-CO <sub>2</sub> ) |
| 二国間クレジット制度（JCM）                               |         | 官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO <sub>2</sub> 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。 |         |      | -                          |

- 政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画（温対法第20条）
- 今回、目標を、2030年度までに**50%削減**（2013年度比）に見直し。その目標達成に向け、**太陽発電**の最大限導入、新築建築物の**ZEB化**、**電動車・LED照明**の導入徹底、積極的な**再エネ電力調達**等について率先実行。

※毎年度、中央環境審議会において意見を聴きつつ、フォローアップを行い、着実なPDCAを実施。

## 新計画に盛り込まれた主な取組内容

### 太陽光発電

設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の**約50%以上に太陽光発電設備を設置**することを目指す。



### 新築建築物

今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに**新築建築物の平均でZEB Ready相当**となることを目指す。

※ ZEB Oriented : 30~40%以上の省エネ等を図った建築物、ZEB Ready : 50%以上の省エネを図った建築物

### 公用車

代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに**全て電動車**とする。



※電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

### LED照明

既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに**100%**とする。

### 再エネ電力調達

2030年までに各府省庁で調達する電力の**60%以上を再生可能エネルギー電力**とする。

## 廃棄物の3 R + Renewable

プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の**3 R + Renewable**を徹底し、**サーキュラーエコノミーへの移行**を総合的に推進する。



合同庁舎5号館内のPETボトル回収機

# 地方公共団体実行計画制度の施行状況

- 地方公共団体実行計画の策定状況については以下の通り。小規模な団体における策定・実行が課題。

## 地方公共団体実行計画策定状況（2022年12月時点調査）

| 団体区分                              | 回答団体数        | 事務事業編        |              | 区域施策編      |              |
|-----------------------------------|--------------|--------------|--------------|------------|--------------|
|                                   |              | 策定団体数        | 策定率          | 策定団体数      | 策定率          |
| 都道府県                              | 47           | 47           | 100%         | 47         | 100%         |
| 政令指定都市                            | 20           | 20           | 100%         | 20         | 100%         |
| 中核市                               | 62           | 62           | 100%         | 62         | 100%         |
| 施行時特例市                            | 23           | 23           | 100%         | 23         | 100%         |
| その他人口10万人以上の市区町村                  | 176          | 175          | 99.4%        | 121        | 68.8%        |
| 人口3万人以上10万人未満の市区町村                | 486          | 478          | 98.4%        | 187        | 38.5%        |
| 人口1万人以上3万人未満の市町村                  | 455          | 410          | 90.1%        | 81         | 17.8%        |
| 人口1万人未満の市町村                       | 519          | 400          | 77.1%        | 66         | 12.7%        |
| その他市区町村計<br>(政令指定都市、中核市、施行時特例市除く) | 1,636        | 1,453        | 89.4%        | 455        | 27.8%        |
| <b>計（都道府県＋市区町村）</b>               | <b>1,788</b> | <b>1,615</b> | <b>90.3%</b> | <b>607</b> | <b>34.0%</b> |
| 地方公共団体の組合                         | 1,508        | 600          | 39.8%        |            |              |
| <b>計</b>                          | <b>3,296</b> | <b>2,215</b> | <b>67.2%</b> |            |              |

---

## **2 地方公共団体実行計画（事務事業編）への記載内容**

---

- 環境省では、地球温暖化対策計画において、地方公共団体が、地方公共団体実行計画（事務事業編）において国が政府実行計画に基づき実施する取組に準じて率優先的な取組を実施することとされたことを踏まえ、**「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル」を2022年3月31日付で改定。**
- 同マニュアルにおいては、**2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約50%以上に太陽光発電設備を設置するという目標が設定されている政府実行計画に準じて、太陽光発電の最大限の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力の調達などについて取組を行うことが期待される旨を記載。**
- 地方公共団体における政府実行計画に準じた取組について、地方公共団体向け説明会等において**周知徹底**を図るとともに、**2022年4月1日付で通知を发出。**

## 地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル 抜粋

### 4-4. 目標達成に向けた具体的な措置等の検討

#### 4-4-3. 建築物

##### (2) 重要となる基本的措置と措置の目標の例

#### ⑦ 太陽光発電の最大限の導入

「政府実行計画」において、太陽光発電の最大限の導入や蓄電池・再生可能エネルギー熱の活用が盛り込まれています。2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約50%以上に太陽光発電設備を設置するという目標の達成を目指し、政府の保有する建築物及び土地における、太陽光発電の最大限の導入を図ることとされています。また、太陽光発電の更なる有効利用や災害時のレジリエンス強化のため、蓄電池や燃料電池についても積極的に導入することとされています。

地方公共団体等においても、政府実行計画や政府実行計画実施要領の趣旨に準じて、太陽光発電の最大限の導入に関する率優先的な取組や蓄電池の積極的な導入が行われることが期待されています。

# 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行等について（各都道府県知事宛通知）（一部）



## 2. 地方公共団体実行計画事務事業編の取組について

新たな地球温暖化対策計画においては、「地方公共団体は、本計画に即して、自らの事務及び事業に関し、地方公共団体実行計画事務事業編を策定し実施する。自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指すべきである。（中略）策定に際しては、国が策定する地方公共団体実行計画の策定・実施マニュアルを参考にしつつ、特に以下の点に留意する。（中略）具体的な取組として、特に、地方公共団体保有の建築物及び土地における太陽光発電の最大限の導入、建築物における率先したZEBの実現、計画的な省エネルギー改修の実施、電動車・LED照明の導入、環境配慮契約法等に基づく二酸化炭素排出係数の低い小売電気事業者との契約による再エネ電力その他、環境負荷の低減に寄与する製品・サービスの率先調達など、国が政府実行計画に基づき実施する取組に準じて、率先的な取組を実施する。」とされている。

また、政府実行計画（政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画）においては、例えば、「政府が保有する建築物及び土地における太陽光発電の最大限の導入を図るため、以下の整備方針に基づき進め2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。」とされている。

これらを踏まえ、今後地方公共団体実行計画事務事業編の取組を推進するに当たっては、建築物及び土地における太陽光発電の最大限の導入をはじめとして、政府実行計画に準じた措置を実施していただきたい。

なお、地方公共団体における措置の実施状況等については、環境省が毎年度実施している「地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査」を通じて、把握していくことを予定している。

# 地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルの全体像



- 環境省は、地方公共団体実行計画に関する国の技術的な助言として、「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル」を作成している。
- 改正地球温暖化対策推進法、地球温暖化対策計画の改定、政府実行計画の改定等を踏まえ、既存のマニュアルについて内容の更新や追加を行うとともに、新たに地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルを策定したところ。
  - 地域脱炭素化促進事業関係では、促進区域設定等に向けたハンドブックも作成予定。
  - 事務事業編については簡易版、事例集、区域施策編については算定手法編、簡易版（新規作成）、事例集を作成・更新（一部予定）。

## 実行計画マニュアル（事務事業編・本編）

### 1 はじめに

- 地球温暖化対策を巡る動向、実行計画（事務事業編）による位置づけや効果など

### 2 事務事業編策定・実施の全体像

- 事務事業編を策定する主体の説明、事務事業編策定・改定のためのスケジュール、事務事業編の記載事項及び構成の例示 など

### 3 事務事業編策定・改定のための体制の検討

- PDCA推進のための体制構築・推進体制のポイント など

### 4 事務事業編のPlan

政府実行計画の改定等を踏まえた修正

- 基礎データの整備及び温室効果ガス総排出量の把握方法、温室効果ガス総排出量に関する数量的な目標の検討方法、目標達成に向けた具体的な措置の検討方法 など

### 5 事務事業編のDo

- 事務事業編における毎年のPDCAサイクル、個別措置におけるPCDCサイクルの説明 など

### 6 事務事業編のCheck・Act

- 事務事業編のDoを踏まえた、計画見直し予定時期までの包括的な把握方法
- 事務事業編の改定要否の判断に留意すべきポイント

### 7 事務事業編の改定

- 実行計画（事務事業編）の改定にあたって配慮すべきポイント（基本的な事項、温室効果ガス総排出量に関する数量的な目標、具体的な措置）
- 進捗管理の仕組みの検討 など

## 実行計画マニュアル（区域施策編・本編）

### 1 はじめに

- 区域施策編の位置付けの説明、実行計画（区域施策編）に求められる構成等の例示

改正地球温暖化対策推進法、地球温暖化対策計画の改定を踏まえた修正

### 2 区域施策編の策定

- 地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定の背景・意義の説明
- 区域施策編で把握すべき温室効果ガス排出量の推計・要因分析（現況推計含む）
- 区域施策編で掲げる計画全体の目標（総量削減目標、その他の目標等）
- 温室効果ガス排出抑制等に関する対策・施策

### 3 区域施策編の実施

- 実施プロセスの例示（PDCAサイクルによる見直しを適宜実施）

### 4 区域施策編の全体的な見直し及び改定

- 策定した対策についての進捗状況の点検・見直しに関する説明

### 5 付録

- 実行計画に関する基礎知識
- 地方公共団体が実施することが期待される施策例 等

## 実行計画マニュアル（区域施策編・地域脱炭素化促進事業編）

改正地球温暖化対策推進法を踏まえて新たに作成

- 地域脱炭素化促進事業に関する制度の趣旨／概要
- 都道府県基準の策定に関する解説
- 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項（促進区域など）の解説
- 地域脱炭素化促進事業計画の認定に関する解説 等



# マニュアルの主な改定内容

## 政府実行計画に準じた野心的な削減目標の考え方

- 地球温暖化対策計画において、事務事業編に関する取組は、政府実行計画に準じて取り組むこととされているため、**2030年度の削減目標について、各地方公共団体においては、原則として政府実行計画の目標（2013年度比50%削減）を踏まえた野心的な目標設定を行うことが望ましい。**
- 実際に、地方公共団体実行計画（事務事業編）において、野心的な目標値を掲げる地方公共団体も出てきているため、今後の目標設定の参考となるよう野心的な目標設定をしている地方公共団体（一部）の  
について記載。
- 事務・事業全体では50%削減が難しい場合、特定の分野に限定して野心的な目標を設定することも考えられる。

野心的な目標設定をしている地方公共団体（一部）（事務事業編 表 4-13）

| 地方公共団体    | 区分      | 温室効果ガス総排出量の目標値   |
|-----------|---------|--|
| 北海道       | 都道府県    | 2013年度比で2030年度までに50%削減   |
| 山形県       | 都道府県    | 2013年度比で2030年度までに50%削減   |
| 長野県       | 都道府県    | 2010年度比で2030年度までに60%削減   |
| 岐阜県       | 都道府県    | 2013年度比で2030年度までに70%削減   |
| 北九州市（福岡県） | 政令指定都市  | 2013年度比で2030年度までに60%削減   |
| 浦安市（千葉県）  | その他市区町村 | 2013年度比で2030年度までに35%削減<br>※内、一般廃棄物処理由由来を除いた目標については50%減、<br>一般廃棄物処理由由来は17%減 |

出典：各地方公共団体の地方公共団体実行計画（事務事業編）より作成

# マニュアルの主な改定内容

## 目標達成に向けた具体的な措置等の検討①

- 政府実行計画に新たに盛り込まれた**太陽光発電の最大限の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力の調達**などについては、**政府実行計画に準じて目標設定を行うことが望ましい。**

政府実行計画に新たに盛り込まれた主な措置の内容とその目標（事務事業編 表4-21）

| 措置                        | 目標  | 地方公共団体で特に参考となる章   |
|---------------------------|---|---|
| <b>太陽光発電の最大限の導入</b>       | 2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。   | 4-4-3. 建築物<br>4-4-4. 公有地                                    |
| <b>建築物における省エネルギー対策の徹底</b> | 今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented 相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready 相当となることを目指す。                     | 4-4-3. 建築物  |
| <b>電動車の導入</b>             | 代替可能な電動車（EV、FCV、PHEV、HV）がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに全て電動車とする。 | 4-4-5. 公用車<br>4-4-9. 公営交通（公営の公共交通機関）                        |
| <b>LED照明の導入</b>           | 既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。   | 4-4-3. 建築物<br>4-4-10. その他の排出源対策（屋外照明、信号機、J-クレジット制度、空港・港湾分野） |
| <b>再生可能エネルギー電力調達の推進</b>   | 2030年度までに各府省庁で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。  | 4-4-2. 分野共通（基盤的な取組）   |
| <b>廃棄物の3R+Renewable</b>   | プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の3R+Renewableを徹底し、サーキュラーエコノミーへの移行を総合的に推進する。                              | 4-4-2. 分野共通（基盤的な取組）   |

## マニュアルの主な改定内容 目標達成に向けた具体的な措置等の検討②

- 目標達成に向けた具体的な措置等の検討のために、以下の点を重要であると記載した。
  - 脱炭素型のまちづくり・コンパクトシティ、持続可能なインフラ・公共施設のあり方という観点を持って検討すること。
  - 具体的な検討にあたっては、施設等の立地、施設の形状、施設のエネルギー性能（断熱性、気密性、換気・通風設備、再生可能エネルギー熱、再生可能エネルギー電力の順）について取り得る施策を総合的に検討した上で、予算措置等の制約を受ける場合はこのような優先順位で措置を検討・実施すること。なお、建築物の設計の早期段階から、設備のエネルギー効率も考慮すること。
  - 屋根置き太陽光発電などの施設に設置する再生可能エネルギー設備は、発電された電力をその施設で利用し事務事業編の温室効果ガスの排出量の削減を図るだけでなく、外部へ再生可能エネルギーを供給することで社会全体の温室効果ガスの排出量の削減に効果があるといった観点も踏まえ検討すること。
- 一方、区域全体の排出量の削減に寄与する施策ではあるものの、地方公共団体の事務事業からの排出量が増加してしまうような施策も存在するため、事務事業編と区域施策編に係る施策の間で、排出量の増減が相反する取組については、区域内で脱炭素化の促進に寄与する施策であるとの位置づけを明確にして、計画に記載することが望ましい。

# マニュアルの主な改定内容

## 目標達成に向けた具体的な措置等の検討③（分野別）

### ■ 4-4-2章 分野共通（基盤的な取組）

- ・ 民間の資金・ノウハウ等の活用としてPPAモデルの活用や、再生可能エネルギー電力調達について記載

### ■ 4-4-3章 建築物

- ・ ZEBの実現について追記、また太陽光発電の最大限の導入について記載

### ■ 4-4-4章 公有地【新】

- ・ 公有地に関する取組について章を新設、駐車場へのソーラーカーポートや未利用地活用の事例を記載

### ■ 4-4-5章 公用車【新】

- ・ 公用車に関する取組について、「その他の排出源対策」から移動して章を新設

### ■ 4-4-6章 一般廃棄物処理事業

- ・ プラスチック資源の分別収集・リサイクル等について記載

### ■ 4-4-7章 水道事業

### ■ 4-4-8章 下水道事業

### ■ 4-4-9章 公営交通

- ・ 燃費向上、回送の削減等の事例を記載

### ■ 4-4-10章 その他の排出源対策(屋外照明、信号機、J-クレジット制度【新】、空港・港湾分野【新】)

- ・ J-クレジット制度の活用や空港・港湾分野での取組について記載

### ■ 4-4-11章 吸収作用の保全及び強化

省エネ・高効率設備の導入や運転の効率化等を記載

## マニュアルの主な改定内容

# 調整後排出係数を用いて算定された温室効果ガスの総排出量の取扱

- 基礎排出係数とは、電気事業者が1kWhの電力を発電する際に排出したCO<sub>2</sub>量。
- 調整後排出係数とは、基礎排出係数に、再生可能エネルギー電力の調達等の取組を反映させた値。
- 政府実行計画に準じて、**再生可能エネルギー電力の調達等の取組が反映できるよう、基礎排出係数を用いて算定された「温室効果ガス総排出量」に加え、「調整後排出係数を用いて算定された温室効果ガスの総排出量」を併せて公表するものとする。**
- また、本計画において定める**「温室効果ガス総排出量」の削減目標の達成についても、「調整後排出係数を用いて算定した総排出量」で評価することができるものとする。**
- なお、「調整後排出係数を用いて算定された温室効果ガスの総排出量」は、他人から供給された電気の排出量を算定する際に調整後排出係数を用いることを可としたもので、算定・報告・公表制度の「調整後温室効果ガス排出量（調整後排出係数で計算＋クレジット購入分を減じて算出）」とは異なる。
- これに伴い、使用する基礎排出係数、調整後排出係数についてマニュアルに記載を追加した。

---

## 3 計画づくり支援事業について

---

# 地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業



【令和5年度予算 800百万円 (800百万円)】  
【令和4年度第2次補正予算額 2,200百万円】

再エネの最大限の導入と地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域づくりを支援します。

## 1. 事業目的

「地球温暖化対策推進法」、「地球温暖化対策計画」及び「地域脱炭素ロードマップ」に基づき行う、地域再エネ導入の取組は、2030年度46%削減目標の達成と2050年脱炭素社会の実現に貢献しつつ、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献する取組として実施することが求められている。地域に根ざした再エネ導入のためには、地方公共団体が地域の関係者と連携して、地域に適した再エネ設備導入の計画、再エネ促進区域の設定、再エネの導入調査、持続的な事業運営体制構築、人材確保・育成など多様な課題の解決に取り組むことが不可欠であり、その支援を全国的・集中的に行う必要がある。

## 2. 事業内容

地方公共団体等による地域再エネ導入の目標設定・意欲的な脱炭素の取組に関する計画策定、再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング、公共施設等への太陽光発電設備その他の再エネの導入調査、官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築、事業の持続性向上のための地域人材の確保・育成に関する支援を行う。

### (1) 地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援

- ①地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援
- ②再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援
- ③公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援
- ④官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援

### (2) 地域の脱炭素化実装加速化支援事業

- ①促進区域設定の事例・合意形成手法等のガイド作成・横展開
- ②地域の脱炭素化の取組に係る評価・検証等事業
- ③公共施設等への再エネ導入加速化及び計画策定支援事業

### (3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業

- ①地域脱炭素実現に向けた中核人材育成事業
- ②地域脱炭素を加速化するための企業・自治体のネットワーク構築事業
- ③即戦力となる地域脱炭素人材の確保に向けた支援事業

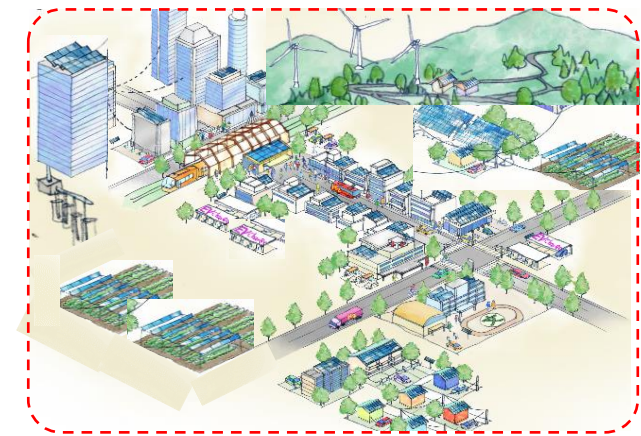
## 3. 事業スキーム

- 事業形態 (1)間接補助 (定率；上限設定あり) (2)(3)委託事業
- 補助・委託対象 (1)①②地方公共団体、③④地方公共団体 (共同実施に限り民間事業者も対象)  
(2)(3)民間事業者・団体等
- 実施期間 令和3年度～令和7年度 ※ (1) ③は令和4年度～、(2) ②は令和4年度～、  
(2) ③は令和5年度～、(3) ②③は令和5年度～

## 4. 事業イメージ

### 2050年カーボンニュートラルの実現

#### (1) 地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援



#### (2) 地域の脱炭素化実装加速化支援事業

#### (3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業

お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109

# 地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち、 (1) 地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援



地域の再エネ目標・脱炭素事業の検討や再エネ促進区域設定に向けたゾーニングの実施による計画策定を支援します。

## 1. 事業目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、地域の再エネ目標やその実現に向けた意欲的な脱炭素の取組の検討、再エネ促進区域の設定に係るゾーニング等の取組、公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査の実施による地方自治体の計画策定を支援するとともに、地域の経済・社会的課題の解決に資する地域再エネ事業の実施・運営体制の構築などを支援することで、地域における再エネの最大限導入を図る。

## 2. 事業内容

### 地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援

#### ① 地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援

地域のCO2削減目標や再エネポテンシャル等を踏まえた再エネ目標、目標達成に必要な意欲的な脱炭素の取組、施策の実施方法や体制構築等の検討に関する調査等を支援するとともに、これらを踏まえた計画策定を支援する。

#### ② 再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援

再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング等の取組（地域の特性に応じた適正な環境配慮に係る情報収集、自然環境等調査、マップ作成）を支援する。

#### ③ 公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援

公共施設等における太陽光発電設備等の発電量調査や日射量調査、屋根・土地形状等の把握、現地調査等、太陽光発電その他の再エネ設備の導入に向けた調査検討を支援する。

#### ④ 官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援

地域再エネ事業の事業スキーム、事業性、事業体（地域新電力等）設立に必要なシステム構築、事業運営体制構築に必要な予備的実地調査等を支援する。

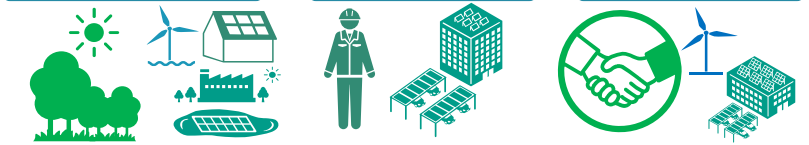
## 3. 事業スキーム

|        |      |    |                             |              |               |
|--------|------|----|-----------------------------|--------------|---------------|
| ■ 事業形態 | 間接補助 | 定率 | ① 3/4、2/3、1/2               | ② 3/4        | ④ 2/3、1/2、1/3 |
| ■ 補助対象 |      | 上限 | ① 800万円、② 2,500万円、④ 2,000万円 |              |               |
| ■ 実施期間 |      |    | 令和3年度～令和7年度                 | ※(1)③は令和4年度～ |               |

## 4. 事業イメージ



### ②ゾーニング支援 ③導入調査支援 ④体制構築支援



**計画的・段階的な脱炭素への取組へ**

お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109



# 地域脱炭素の推進のための交付金

## (地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金)



【令和5年度予算 35,000百万円 (20,000百万円)】 環境省  
 【令和4年度第2次補正予算額 5,000百万円】

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」等により支援します。

### 1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）、地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）及びGX実現に向けた基本方針（令和4年12月22日GX実行会議決定）等に基づき、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して、地域の脱炭素トランジションへの投資として本交付金を交付し、複数年度にわたり継続かつ包括的に支援する。これにより、地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる重点対策を全国で実施し、国・地方連携の下、地域での脱炭素化の取組を推進する。

### 2. 事業内容

足元のエネルギー価格高騰への対策の必要性も踏まえつつ、民間と共同して取り組む地方公共団体を支援することで、地域全体で再エネ・省エネ・蓄エネといった脱炭素製品・技術の新たな需要創出・投資拡大を行い、地域・暮らし分野の脱炭素化を推進する。

#### (1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

##### ① 脱炭素先行地域づくり事業への支援

2050年カーボンニュートラルを20年前倒して実現を目指す脱炭素先行地域に選定された地方公共団体に対して、再エネ等設備の導入に加え、基盤インフラ設備や省CO2等設備の導入、これらと一体となってその効果を高めるために実施するソフト事業等を支援する。※他の補助事業の優先採択等により、関係省庁と連携して支援する。

##### ② 重点対策加速化事業への支援

再エネ発電設備を一定以上導入する地方公共団体に対して、地域共生再エネ等の導入や住宅の省エネ性能の向上などの重点対策の複合実施等を支援する。

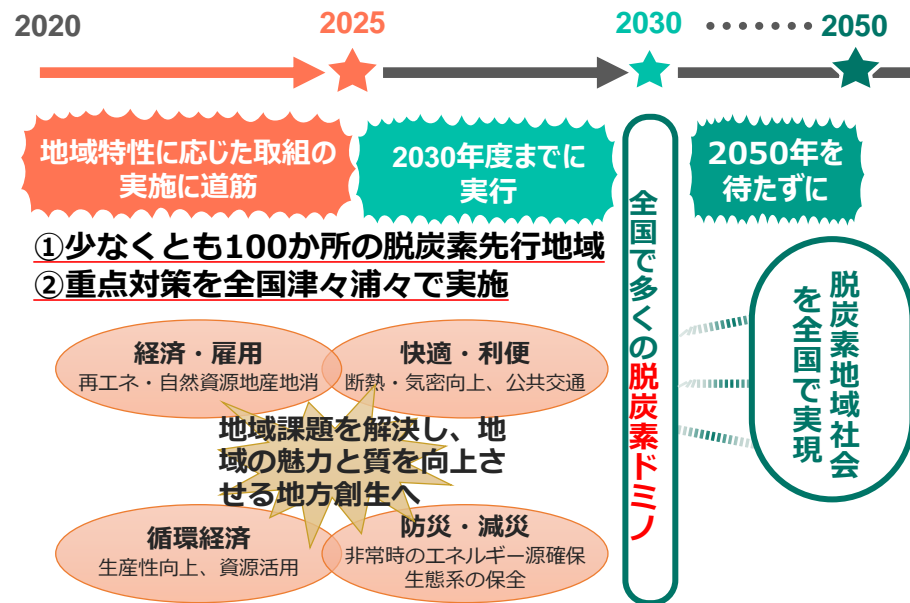
#### (2) 特定地域脱炭素移行加速化交付金（自営線マイクログリッド事業交付金）

脱炭素先行地域のうち、官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッドを構築する地域（特定地域）における、排出削減効果の高い主要な脱炭素製品・技術の導入を支援する。

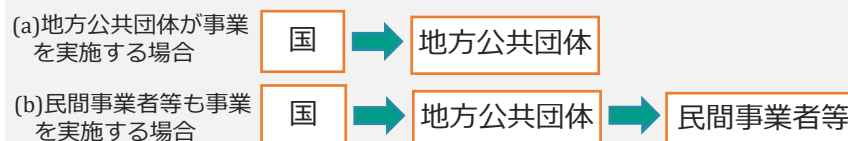
### 3. 事業スキーム

|        |              |   |
|--------|--------------|---|
| ■ 事業形態 | 交付金          | 交付率：(1) ①、(2) 原則 2/3 ※<br>(1) ② 2/3～1/3等<br>※財政力指数が全国平均 (0.51) 以下の地方公共団体は一部 3/4 |
| ■ 交付対象 | 地方公共団体等      |   |
| ■ 実施期間 | 令和4年度～令和12年度 |   |

### 4. 事業イメージ



#### <参考：交付スキーム>



お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課 電話：03-5521-8233

# 地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト

- 環境省では、地方公共団体が「地方公共団体実行計画」の策定・実施等に際して有益な情報を提供する「地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト」を開設。
- 支援サイトでは国の技術的助言である地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル、地方公共団体の取組事例や自治体排出量カルテ等の各種ツール類等を発信。



The screenshot shows the homepage of the 'Local Public Entity Execution Plan Formulation and Implementation Support Site'. At the top left is the Ministry of the Environment logo and name. A navigation menu includes '本文へ', '音声読み上げ・文字拡大', 'お問合せ', and 'サイトマップ'. A search bar with 'Google 提供' is on the right. The main header contains categories: 'ホーム', '概要・法的根拠', '策定・取組状況', '取組事例', '策定・実施マニュアル・ツール類', '各種お知らせ', 'よくある質問', '補助金情報', '支援システム (LAPSS)', and '関連サイト'. The main content area features a large green title '地方公共団体実行計画 策定・実施支援サイト'. A circular callout on the left says '初めてのの方はコチラ おすすめ コンテンツナビ あなたのニーズにあったコンテンツを紹介します。'. On the right, a '更新情報' (Update Information) box lists recent updates: '2022年3月2日 LAPSS新規利用団体募集についてを更新しました。', '2022年1月31日 関連サイトを更新しました。', and '2021年12月22日 よくある質問 (事務事業編) を更新しました。' and 'よくある質問 (区域施策編) を更新しました。'. A link for 'LAPSS勉強会で出た質疑応答のまとめ' is also visible.

ホーム > 政策分野・行政活動 > 政策分野一覧 > 総合環境政策 > 地域循環共生圏 > 地方公共団体実行計画 >

# 地域脱炭素の取組に対する関係省庁の主な支援ツール・枠組み

- 脱炭素先行地域づくりガイドブックの参考資料として、令和4年2月に、地方自治体やステークホルダの皆様が脱炭素先行地域の実現に向けた検討を行うため、「地域脱炭素の取組に対する関係府省庁の主な支援ツール・枠組み」を公表（令和5年7月更新）。  
脱炭素先行地域は、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和4年12月23日閣議決定）において地方が目指すべきモデルである「地域ビジョン」の一つとして位置づけられており、同戦略において本支援ツール・枠組みについて更なる拡充を図り、施策間連携の取組を推進していくこととされている。
- 目次において支援種別・支援対象を整理し、目的に応じて見つけることが可能
- 環境省をはじめ**1府6省**（内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）の財政支援等の支援ツール・枠組みがのべ**156事業掲載**（令和4年度補正及び令和5年度当初予算。地域脱炭素化事業への活用が考えられる地方財政措置を含む。）
- 脱炭素先行地域に選定された場合に優遇措置を受けることができる事業が**32事業**



## 各府省庁の支援ツール・枠組み

### 環境省（42事業）

- 地域脱炭素の推進のための交付金
- 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業
- 商用車の電動化促進事業

他39事業

### 内閣府（9事業）

- デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）
- デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプTYPE1/2/3等）
- デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ 地方創生テレワーク型）

他6事業

### 総務省（7事業）

- ローカル10,000プロジェクト
- 分散型エネルギーインフラプロジェクト
- ふるさと融資制度
- 人材面からの地域脱炭素支援

他3事業

### 文部科学省（5事業）

- エコスクール・プラス
- 国立大学・高専等施設整備
- 公立学校施設の整備
- 大学の力を結集した、地域の脱炭素化加速のための基盤研究開発
- カーボンニュートラル達成に貢献する大学等コアリション

### 農林水産省（25事業）

- みどりの食料システム戦略推進交付金のうち、バイオマス地産地消対策
- みどりの食料システム戦略推進交付金のうち、SDGs対応型施設園芸確立
- みどりの食料システム戦略推進交付金のうち、地域循環型エネルギーシステム構築

他22事業

### 経済産業省（17事業）

- 系統用蓄電池等の導入及び配電網合理化等を通じた再生可能エネルギー導入加速化事業
- 水力発電の導入加速化事業
- 需要家主導による太陽光発電導入促進補助金
- 需要家主導型及び再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業費補助金

他13事業

### 国土交通省（47事業）

- サステナブル建築物等先導事業（省CO2先導型）
- 既存建築物省エネ化推進事業
- 都市再生整備計画事業
- 都市・地域交通戦略推進事業
- 先導的グリーンインフラモデル形成支援

他42事業

### 地方財政措置（4事業）

- 脱炭素化推進事業債
- 公営企業債（脱炭素化推進事業）
- 過疎対策事業債
- 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債

※ 下線は優遇措置（脱炭素先行地域に選定された場合に適用される措置）がある事業

## お問い合わせ先

環境省

近畿地方環境事務所

地域循環共生圏・脱炭素推進グループ

メール : [CN-Kinki@env.go.jp](mailto:CN-Kinki@env.go.jp)

TEL : 06-6881-6511

最寄り駅 : JR桜ノ宮駅

お気軽にお問い合わせください！  
テレワークなどが多いため、  
できればメールが助かります。

※本資料の扱いについては、出典を明示（「環境省近畿地方環境事務所資料」）していただいた上で、ご自由にご利用いただいて構いません。

